

## 規 則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条」の下に「並びに令附則第七条第九項及び第八条第三項」を加える。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、令附則第七条第一項に規定する母子臨時児童扶養等資金（次項第十三号、第五条第一項第二号及び第十五条第一項第二号において「臨時児童扶養等資金」という。）の貸付けを受けようとするときは、当該書類の添付を要しない。

第二条第二項に次の一号を加える。

十三 臨時児童扶養等資金 令和元年七月三十一日までに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第六条第一項の規定による認定の請求をしたことを証する書類、現に同法第四条第一項の規定による児童扶養手当（以下この号において「児童扶養手当」という。）の支給を受けていることを証する書類並びに令和元年八月分及び同年十一月分の児童扶養手当の額が確認できる書類  
第五条第一項中「令第八条第五項の」を「次の各号に掲げる」に、「被害の種類及び被害物件の数量、被害金額等被害の程度を証する」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の二号を加える。

一 令第八条第五項 被害の種類及び被害物件の数量、被害金額等被害の程度を証する書類

二 令附則第七条第六項 臨時児童扶養等資金の貸付けを受けた者の前年の所得の額及び児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第二条の四第一項の定めるところにより算定される額を確認できる書類

第六条第二項中「又は第九条第一項」を、「第九条第一項又は令附則第七条第五項」に改める。

第十三条中「第八条第三項ただし書」の下に「（令附則第七条第九項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十四条中「第十六条」の下に「（令附則第七条第九項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十五条第一項中「令第十九条第一項」を「次の各号」に、「同項各号のいずれかに該当することを証する」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の二号を加える。

一 令第十九条第一項（令附則第七条第九項において準用する場合を含む。）  
令第十九条第一項各号のいずれかに該当することを証する書類

二 令附則第七条第七項 臨時児童扶養等資金の貸付けに係る児童（二十歳に達した者を含む。）が同項に規定する学校に就学していることを確認できる書類  
第十七条第一項中「第十八条第二項」の下に「及び令附則第七条第九項」を加え、同条第三項中「第十七条」の下に「（令附則第七条第九項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十二條の表第二條第一項の項中

法第十三条第一項又は 法附則第三条第一項	法第十三条第一項又は 法第三十一条の 法附則第三条第一項
-------------------------	------------------------------------

六第一項

を

法第十三条第一項又は 法附則第三条第一項	法第十三条第一項又は 法第三十一条の六第一項
令附則第七条第一項	令附則第八条第一項
母子臨時児童扶養等資 金	父子臨時児童扶養資金
臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養資金

に改め、同

項の次に次のように加える。

第二條第二項第十三號	臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養資金
------------	-----------	----------

第二十二條の表第五條第一項の項中「第五條第一項」を「第五條第一項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第五條第一項第二號	令附則第七条第六項	令附則第八条第二項にお いて準用する令附則第七 条第六項
臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養資金

第二十二條の表第六條第二項の項中

第九條第一項

を

第九條第  
則第七條

一項又は令附  
第五項

に改め、同表第十三條の項中

令第八條第三項ただし  
書

令第三十  
ただし書

一條の六第三項

を

令第八條第三項ただし  
書

令第三十一條の六第三項  
ただし書

に改め、

令附則第七條第九項

令附則第八條第三項

同表第十四條の項中

令第十六條

令第三十一條の七におい  
て準用する令第十六條

を

令第十六條

令第三十一條の七におい  
て準用する令第十六條

に改め、同表第十五條第一項の

令附則第七條第九項

令附則第八條第三項

項を次のように改める。

第十五條第一項第一號		令第十九條第一項		令第三十一條の七におい て準用する令第十九條第 一項	
第十五條第一項第二號		令附則第七條第九項	令附則第八條第三項	令附則第七條第七項	令附則第八條第二項にお いて準用する令附則第七 條第七項
臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養等資金

第二十二條の表第十七條第一項の項中

令第十七條ただし書	令第三十一條 て準用する令 だし書
令第十八條第二項	令第三十一條 て準用する令 第二項

の七におい  
第十七條た

を

令第十七條ただし書	令第三十一條の七におい て準用する令第十七條た だし書
令第十八條第二項	令第三十一條の七におい て準用する令第十八條第 二項
令附則第七條第九項	令附則第八條第三項

に改める。

の七におい  
第十八條第

第二十二條の表第十七條第三項の項中

令第十七條	令第三十一條 て準用する令
-------	------------------

の七におい  
第十七條

を

令第十七條	令第三十一條の七におい て準用する令第十七條
令附則第七條第九項	令附則第八條第三項

に改める。

第二十三條中「第二章」の下に「(第二條第一項ただし書及び第二項第十三号、  
第五條第一項第二号並びに第十五條第一項第二号を除く。)」を加え、同條の表第  
五條第一項の項中「第五條第一項」を「第五條第一項第一号」に改め、同表第六條

第二項の項中

第九條第一項	令第三十八條において準 用する令第九條第一項
--------	---------------------------

を

第九 附則第
-----------

條第一項又は令  
七條第五項

又は令第三十八條におい  
て準用する令第九條第一

に改め、同表第十三條の項中「令第八

項

条第三項ただし書」の下に「(令附則第七条第九項において準用する場合を含む。)

を加え、同表第十四条の項中

令第十六条

令第三十八条において準用する令第十六条

を  
令第十六条(令附則第七条第九項において準用する場合を含む。)

令第三十八条において準用する令第十六条

に改め、同表第十五条第

一項の項を次のように改める。

第十五条第一項第一号

令第十九条第一項(令附則第七条第九項において準用する場合を含む。)

令第三十八条において準用する令第十九条第一項

第二十三条の表第十七条第一項の項中

令第十八条第二項

を

令第十  
令附則

八条第二項及び  
第七条第九項

に改め、同表第十七条第三項の項中

令第十七条

令第三十八条において準用する令第十七条

を

令第十七条(令附則第七条第九項において準用する場合を含む。)

令第三十八条において準用する令第十七条

準

に改める。

「第16条第1項第 号

様式第十八号中

第31条の7において準用する同令第16条第1項第 号

を

第38条において準用する同令第16条第1項第 号」

「第16条第 号(同令附則第7条第9項及び第8条第3項において準用される場

第 3 1 条の 7 において準用する同令第 1 6 条第  
第 3 8 条において準用する同令第 1 6 条第 号

合を含む。) )

に改める。

」

様式第二十五号中「(同令第 1 8 条第 2 項)の次に「並びに同令附則第 7 条第 9 項及び第 8 条第 3 項)を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。